

第 26 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和 3 年 2 月 2 日 19 時 30 分）

第二分庁舎 6 階 災害対策本部室

（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは定刻になりましたので、ただいまから第 26 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催させていただきます。

はじめに、本部長からごあいさつをお願いいたします。

（本部長（知事））

本日、本県を対象区域とする緊急事態宣言が 3 月 7 日まで延長されました。

本県の新規感染者数は、1 月中旬以降、減少傾向に転じてきましたが、依然として、医療提供体制の厳しい状況は継続しています。

また、県から飲食店への時短要請については、ほとんどの店舗に協力していただき、夜間の外出も減っている一方で、日中の人出がなかなか減っていないという指摘もあります。

本日は、こうした点に留意し、先ほど示された政府の基本的対処方針も踏まえた上で、今後の対応を協議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日の議題は、次第にございますとおり、県内の感染状況について、緊急事態措置の延長について、この二点でございます。順次、進めさせていただきます。

はじめに、県内の感染状況について、感染モニタリング指標と現在の状況を、阿南統括官からご説明願いたいと存じます。

（阿南医療危機対策統括官）

左側は、ご存じのとおり 1 月の上旬から中旬にかけて非常に大きな山がございましたが、急速に下がってきていて、本日は 187、そこまで新規発生者数は下がったところです。

右のカレンダーで見ていただきますと、1 週間、右のところに 1 週間の数値がございますが、見ていただきますと、1 月の真ん中 2 週目と 3 週目、この辺りが大きかったわけですが、この後、少し下がってきているところです。

数値的な目安でいきますと、ステージⅣの基準が 2,300 ちょっとですか、1 週間の数値になっていますので。先週 1 週間の数字は 2,900、ちょっとそれを上回っているぐらいのところにあります。

そこで、本県の 7 つの指標を数値的に並べてみますと、まだまだ数値的なものは、ステージⅣレベルの状態にあります。

減少傾向にはありますが、ステージⅣの基準から外れているのは、5 番の増加傾向を見るた

めに直近一週間と前の一週間を比べる。当然これは下がってきているので少ない。

それから6番目の感染経路不明率と、これが50%前後でずっと推移しておりましたが、今回は50%を切っている、この辺の数値のところでございます。

それから、確かに非常に高かった3番目のPCRの陽性率、10%に指標がございましたが、これがやっとなんと言いますか10%を切るという数字がでました。ここは時々変動しますので10%を切っても、まだ、なんとも言えませんが、数字的なワンポイントで見ると10%を切ったというところなんです。

細かく見ますと、病床のひっ迫度合いは依然として高いです。病床利用率、左側の棒グラフで見ていただきますと、ご存じのとおり、先日、神奈川県として最大確保できる病床数、冬場として再度精査をした結果、1,555 ということで分母を変更しました。それに基づきまして、実際に使っている赤色の部分、そして今すぐ入れる青色の部分、こちら辺の比率が全体として見ますと相対的に大きくなってございます。

それを踏まえまして、病床利用率の推移を右側の折れ線グラフで見ていただきますと、赤い線がステージⅢの指標ですので、ステージⅣは50%となります。50%の指標で考えた場合には、このところは超えてございます。病床利用率に関しましてステージⅣのレベル50%を超えて60%前後のところにあるということでございます。

それで、昨今使われる即応病床に対する比率、一番厳しい1月の半ばというのは、重症に関しましては90%、病床全体としましても85%のところまでいってございまして、本当に病床がなくて入院が大変な状態ということが継続しましたが、少し落ち着いた。

この理由は、患者さんが減ったということではなくて、病床が拡大された。分母が増えたために相対的に少し落ち着きまして、いずれも8%前後のところまで来た。分子はそんなに変わってございません。やはり分母の病床拡大の方が、医療機関のご協力も賜りまして、じわじわと進んできましたので、これによって80%程度ぐらいのところまで落ち着いたというところがございます。

それで療養者、入院及び自宅・宿泊療養の療養者人口10万人当たりの数値、赤い線がステージⅣの25ということになりますが、それをちょっと上回る32.56まで山を下ってきているところでありまして。これはデータとして昨日までのものを使っていますので、恐らく本日の数値が加わってきますと、もうちょっと下がるかなと。ただ赤を超えていますので、ステージⅣのレベルでございます。

それから、検査数及びPCR検査の陽性率に関しましては、先ほどお話ししたように、本当に久しぶりに10%を切ったということがございます。まだまだ一定程度上下することがございますので、このまま下がってくるかどうかは何とも申し上げられません。ただワンポイントで見ると、辛うじて10%を切ったところがございます。

新規発生患者数は、10万人当たりの1週間での合計で見ているんですが、25というのがステージⅣの指標、これをちょっと上回る28.27まで低下してきている状態にあります。

言うまでもなく増加率に関してはここ1週間低下している状態が続いていますので、前の1

週間との比較の中では 100%を切ってくる、そういった折れ線グラフが示されています。

これも先ほどの繰り返しになりますが、感染経路不明率は 50%前後を推移していますが、今回は 45%程度です。

クラスターは増加傾向が続いています。特に医療機関と福祉介護施設、ここに関しましては経時的に見ますと増え続けていますが、これはどうしても累積します。1度発生しますと1カ月から1カ月半止まらないので、新たな患者が発生しない期間を1カ月程度見て終わつたと判断しますので、1度発生しますと1カ月以上は収束という判断をいたしません。その分累積しますのでこれだけの数になっている。つまり、最近新たにクラスターになったところ、短いスパンでタンタンと発生したところが多いということを示しているのだと思います。

療養者の数もいつもの、下の赤・黄色・緑・青という順番に重症、中等症、緑が宿泊療養、青が自宅療養ですが、これも2週間前に大きな山、ピークを迎えてその後、急速に低下してございます。

これを分けてみますと左側が病院の入院、先ほど話しましたように、赤の重症及び黄色の中等症、ほとんどまだ低下と言えるところではございません。入院者数に関しましてはまだ低下ではない、頭打ちになっていると判断すべきだと考えています。

一方、療養者に関しましては、特に自宅療養を中心に少ない数になってございます。年代別の構成、右側の割合、これは100%で全部そろえたものですが、赤い色のところが30代、それより下がそれより若年ということになります。

急速に患者が増えている時期、若年者、30代以下の方が非常に多い、ということが傾向としてございましたが、患者数全体の低下の時期に合わせるように、言い方を変えますと、緊急事態宣言の時期に合う、というふうに考えてよろしいかと思いますが、若い方の比率が徐々に低下している、赤から下の人たちの比率が低下しているということが分かります。相対的に言うならばそれよりも年齢の高い方の比率が高くなってきている、そういった傾向が見て取れます。

死亡に関するデータを今回からお示いたしますが、下側の青色のところ、ここが70歳代を示します。そこから上が70代より上の年齢層ということになりますので、青色のところより上、茶色のところ、あるいは灰色のところを見ていただきますと、これは総じて月別で見えていますが、いずれもやはり高齢者の傾向が高いということが言えます。

直近では、少し40代の方が入っていますが、基本的にはやはりご高齢の方の比率が非常に高いということが見て取れる。80%以上はご高齢の方ということになります。傾向に関しては以上でございます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。県内の感染状況につきましては以上でございます。

続きまして、本日、国の方で基本的対処方針が改められましたので、それにつきまして私から説明させていただきます。

右肩に資料4と書いてございますホチキス止めの資料、先ほど政府の対策本部が終わったばかりで確定した基本的対処方針はまだ入手していません。この資料は諮問委員会に出された資料ですが、大幅な変更はないと聞いておりますので、この資料で説明させていただきます。

主な変更点だけでございますが、3ページをご覧ください。3ページの上から3段目、「その後」というところでございます。

令和3年2月2日、本日であります感染状況や医療体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析評価を行い、2月8日以降については法に基づき緊急事態措置を実施すべき区域を記載のとおり10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとしたという、1カ月の延長が決定したところでございます。

少し飛びまして13ページをご覧ください。13ページの下の方カッコ2サーベイランス・情報収集というのがございまして、次のページ、14ページをご覧ください。新たに挿入された表現がございます。上から10行ほどになります。

特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設等の従事者検査について、集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ、定期的実施するよう求める。これが新たに挿入されてございます。

それから、緊急事態措置に直結するものとして、15ページのカッコ3、蔓延防止がございます。すぐ下に片カッコ1、外出の自粛、それから頁の切れ間になる一番下、カッコ2にイベント等の開催制限、さらに16ページの中断あたり、片カッコ3施設の使用制限等、それから17頁に行きまして、片カッコ4職場への出勤等、さらにおめくりいただきまして、18ページ中段の片カッコ5学校等の取り扱い、ここまでについて大きな変更点はございません。

従いまして、対処方針を見る限り、期間が1カ月延長されたことと、一部高齢者施設等の職員について検査が設けられたこと、さらには蔓延防止等については大きな変更点はないということで、ご確認いただきたいと存じます。

併せて同日付で、次の資料、緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言ということで、分科会から資料が出ておりますので、こちらの方が今後、県で対応すべき事項、分かりやすくまとまっていると思っておりますので、こちらの方を少し丁寧に説明させていただきたいと存じます。

右下2ページをご覧ください。見出しが、緊急事態宣言下での対策徹底強化の提言、ということでございます。本県はローマ数字のⅡ、解除が難しいと考えられる地域、これに該当いたします。評価及び課題というところまで読ませていただきます。

緊急事態宣言発出後、一定程度の感染者の減少の効果があつたと考えられる。一方で、未だ新規報告数の水準は高い、または医療の負荷が軽減されておらず、ステージⅢ相当の水準には至っていない。

この地域では、年末頃より、若年者で感染者が急増し、その後、高齢者を含む各年齢層に感染が拡大していった。その結果、重症者数の増加につながり、一般の診療に対しても極めて深

刻な影響が出ていた。今後も、しばらくの間は、重症者数の急激な減少は見込めない。したがって、感染者の減少を加速させるとともに、重症者対策を更に強力に行う必要がある。

次の対策ですが、感染者の減少傾向を確かなものにするために、これまでの対策の更なる徹底を含め、以下7つの対策を確実に実行していく必要がある。ということで、7つの対策が次頁以後にございます。

1つ目は、国民の行動変容を起こす国と都道府県が一丸となった情報発信です。そして、資料の中段あたり、個人や事業所、そして地域での基本的な感染対策の徹底です。国及び都道府県は、延長期間中に確実に感染拡大を抑え込む行動変容につなげるため、国民に対して、外出・移動の自粛を最優先することを明確に要請した上で、どうしても必要な外出・移動においては、三密及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」の回避などの基本的な感染対策の重要性を、再度、周知して頂きたい。

その際、国及び都道府県は、若者等の行動変容をお願いするため、気が付かずに周囲の高齢者等へうつす恐れがあること、重症化する場合やいわゆる後遺症の報告があることも含めて、効果的なリスクコミュニケーションを様々なメディアを通じて呼びかけて頂きたい。このような提言がなされています。

次に4ページ、片カッコ2は、感染減少の加速に向けた対策の徹底です。

都道府県は、国と連携し、不要不急の外出・移動の自粛の要請を継続・徹底して頂きたい。

都道府県は、国と連携し、飲食店に対して、引き続き、営業時間の短縮要請に応じて頂けるよう、個別に店舗を回るなど、きめの細かい働きかけを行って頂きたい。また、昼夜を問わず、店内での飲食の機会を減らすために、デリバリーやテイクアウトによる営業強化を飲食店に働きかけて頂きたい。

国及び都道府県は、事業者やその全国団体に対して、業種別ガイドラインの遵守の徹底を呼びかけて頂きたい。

国及び都道府県は、テレワーク等により「出勤者数の7割削減」を目指すことを継続して呼びかけて頂きたい。その上で、やむを得ず出勤する場合にも、職場では三密及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」を徹底的に回避するよう呼びかけて頂きたい。

こういう提言がなされており、続いて5頁に、

国及び都道府県は、大学や高校に対して、部活動・サークル活動における感染リスクの高い活動の制限等についての学生等への注意喚起を徹底するよう再度呼びかけて頂きたい。また、卒業旅行や謝恩会についても控えるよう呼びかけて頂きたい。時節柄、こういった内容が入ってくるものでございます。

都道府県は、国と連携し、変異株を特定するための監視体制を強化して頂きたい。具体的には、変異株を有する患者が一例でも発生した場合には積極的疫学調査を十分に行うことや、調査に係る都道府県を超えた連携を行うことを再度周知して頂きたい。

次の2つの丸は国に対する提言ですので省略いたします。

6ページになります。3点目、高齢者施設での感染防止策の徹底ということで、現状の評価

は飛ばしまして、職員に対する定期的な検査の実施ということで記載がございます。都道府県は国と連携し、保健所の業務負担を増やさないよう配慮しながら高齢者施設の職員が定期的に検査を受けられるよう支援して頂きたい。この表現が先ほどの対処方針での表現につながるかと存じます。

次の丸ですが、なお都道府県は国と連携し、高齢者施設において発熱などの症状を有する者が確認された場合等には迅速かつ簡便に利用できる抗原定性検査、簡易キットを積極的に活用するよう周知を行って頂きたい。

次に感染制御の強化ということで都道府県に対する提言がございます。都道府県は高齢者施設において感染者が1例でも確認された場合に、その施設に対して感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるようにしていただきたい。これはすでに対応しているかと存じます。

それから、7ページでございます。7ページに4点目、病床、医療従事者の確保強化ということで、現状の評価の7ページは飛ばしまして、8ページでございます。こちらが提言になっております。

8ページひと丸目、都道府県は医療機能に応じた役割分担として、具体的には、新型コロナウイルス感染症の重症患者の受け入れ強化、新型コロナウイルス感染症の対応に重点化する医療機関の整備、軽快患者等のための後方支援病院の拡充を進めて頂きたい。その際、都道府県は新型コロナウイルス以外の患者の診療体制とのバランスを考慮して決めていく必要がある、と記載がございます。

次の丸で、都道府県は国と連携し、宿泊療養施設の確保も進めて頂きたい。次が、都道府県は国と連携し、回復期や療養型の病院、高齢者施設に対して、退院基準を満たした要介護者を含む患者を積極的に受け入れるよう要請を行って頂きたい。上記の対応によっても必要な機能や病床の確保ができないと判断された場合には、都道府県は臨時の医療施設の開設も検討して頂きたい、このような提言がございます。

次に9ページでございます。4点目の続きでございますけれど、ふたつめの丸、都道府県は国と連携し、宿泊療養・自宅療養・自宅待機をしている患者について、時機を得た健康フォローアップの地域医師会等への委託や、パルスオキシメーターの貸与等、自宅療養の環境整備を進めて頂きたい。

特に、都道府県は、健康フォローアップのかかりつけ医や地域の医療機関への委託等により、入院調整中の自宅待機をしている患者に対して、体調の変化があった場合に、かかりつけ医や地域の医療機関に相談を遠慮なく行うよう呼びかけを行って頂きたい。このような記載がございます。

10 ページ5点目でございますが、入院・転院支援のためのコーディネート機能の強化でございます。現状の評価は飛ばしまして、入院調整に関しまして1つめの丸でございます。後段から、都道府県は、入院調整を保健所だけに任せるのではなく、地域の実情に即した対策を講じ、例えば、臨床医を都道府県対策本部等の職員として任命し、夜間休日を含め広域調整も含

む域内の入院調整を行う仕組みなどを早急に導入して頂きたい。

転院調整に関して、都道府県は、感染症対策に関する協議会が作成した受け入れ可能な医療機関リストを地域の医療機関や保健所に提供するなど、地域の実情に適した具体的な転院の調整を行って頂きたい、といった提言がなされております。

なお、11 ページの6点目、自費検査の実態の見える化、12 ページの7点目、重症者予防のため治療法の普及につきまして、提言は主語が国となっておりますので省略させていただきます。

以上、本日分科会からの提言をやや詳しく説明をさせていただきました。ここまでで、何かご質問ご意見等がありましたらお願いいたします。

(本部長 (知事))

基本的対処方針の14 ページのところで、特定都道府県について記載があり、これは神奈川県を含めたものですね。高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ、定期的な実施を求められているわけですが、これについてはどうですか。

(副本部長 (健康医療局長))

健康医療局でございます。現状は、感染が発生した施設においては、職員ですとか入所者ですとか集中検査を行っているところでございますが、感染が発生していない高齢者施設においては、集中検査を定期的に行っている状況ではございません。

実際こういった形で、国の方から出されたということと、先ほど阿南統括官の方から高齢者施設、介護施設におけるクラスターが結構発生しているということから、クラスターの未然防止という観点からも、この高齢者施設での従事者の検査の集中的実施が必要かと考えているところでございます。以上です。

(本部長 (知事))

必要ということは、要するにそういう計画を作っていくということでいいですね。

(副本部長 (健康医療局長))

はい、作って参ります

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ほか、いかがでしょうか。それでは先に進めさせていただきます

次に、緊急事態宣言延長に伴う県の対応について、これまでの取り組み、それから今後の取り組みについて資料をまとめさせていただいておりますので、私の方から説明させていただきます。「緊急事態宣言延長に伴う県の対応について」というパワポの資料をご覧いただきたい

と存じます。

右下2ページをご覧ください。これまで何をやってきたかということでございます。まず外出自粛の徹底に関しましては、主要駅でポケットティッシュを配布するほか、知事自らも外出自粛について声掛けをいただくなど、1月8日の緊急事態宣言発出から、主に乗降客数の多い29か所を中心に毎日行っているところでございます。

おめくりいただきまして、3ページでございますが、外出自粛の徹底に関しましては、ラジオ、テレビで知事自ら呼びかけるほか、紙媒体では右に例がありますが、県の便りの特別号を1月22日に発行させていただいております。

また、SNSではライン公式アカウントのパーソナルサポート登録者へのプッシュ通知、さらには県のホームページ、その他の中にございますとおり、道路情報板を活用したり、のぼりを一部商店街に掲げていただいたり、県警察には外出自粛の呼びかけ活動にもご協力頂いているということで、様々な媒体を使って、外出自粛について声掛けをさせていただいているところでございます。

また、4ページでございますけれども、飲食店等に対する時短営業の要請、団体を通じた依頼といたしまして、668団体に対して、右に参考で、カラオケボックス協会に宛てた文書がございますが、まずはこういった上部団体に対して要請を行っているところであります。

5ページでありますけれども、飲食店に対する時短営業の要請ということにつきましては、個別の訪問をさせていただいております。1月8日に緊急事態宣言が発出されて以降、やはり県内の主要駅、乗降客数が多い29か所におきまして、県職員が毎晩見回りを続けております。

右に記載のとおり、時短営業に応じて頂けていないお店があれば、こういったチラシをお渡しし、ご協力をお願いしているところであります。この夜の見回りに関しましては、市町村、あるいは一部の消防本部にもご協力を頂いているところでございますが、そのページの実績というところで、県職員が巡回した部分につきまして集計結果をまとめております。

確認店舗数3,992店のうち、時短要請に応じて頂いている店舗が3,882店ございました。応じて頂いている割合は97パーセントということで、ほぼ全てのお店に協力を頂いているということでございます。

6ページに移ります。事業者に対するテレワーク等の徹底の働きかけということで、企業に対しては多様な広報媒体を通じて知事からのメッセージを発出しているほか、経済団体を通じて、テレワーク等の徹底依頼をお願いしているところであります。また、企業へ直接ダイレクトに働きかけを行うために、矢印にございますとおり、従業員10人以上のすべての事業所等につきまして、データを収集し、約26,000事業所になりますが、郵送によって、テレワークについてお願いするとともに、その実施状況についても後日ご報告を頂くようなことで、産業労働局の方で、取り組んで頂いているところでございます。

また、企業への支援ということでは、中小企業向けテレワーク関係機器等の導入への補助金、サテライトオフィスを設置する事業者への補助金、テレワークを導入する企業向けアドバイス、相談等個別支援、こういったものを行っているところでございます。

7ページになりますとちょっと毛色が変わりますが、先ほどの阿南統括官の県内の感染状況を若干別の目で見たと形になります。地域別の感染者数ということで、感染状況、1月10日から16日に大きな山があって、それから最近になっては、山自体は落ち着いている状況ですが、横浜川崎が青、横浜川崎以外はオレンジということで地区別に変化はないかどうかを確認致しました。

全県に時短営業をお願いしたのが1月12日でございますので、その際、横浜川崎の占める割合というのは57パーセントでございましたけれども、次の週55パーセント、それから先週は57パーセントということで、やはりシェアがそれほど変わらないということは、県内の母数全体は減少傾向ではありますが、ほぼ満遍なく感染者が出ているという表れかと存じます。

これを百分率で表したものが8ページでございます。若干の違いはあります。例えば一番上の緑色、その他県所管域であります。最近になって割合的には減っているのが伺えますが、総じてそれほど大きな傾向の変化は見られないというような状況かと存じます。

9ページをご覧ください。本県では12か所の駅周辺につきまして、定点観測をしております。これはそのサンプルとして1月31日の15時時点、お昼の3時と右側が21時、夜の9時のデータでございます。それぞれ右側の夜9時のところの横浜駅周辺のところをご覧くださいと存じます。

2つの矢印がありますが、ちょっと小さくて見にくいのですが下の矢印が示しているものが、去年の1月、2月の一か月間の平均データと比較してどうか、ということでございます。横浜駅周辺でいきますと、去年の一か月と比較すると、1月31日21時時点では64.5パーセント人出が減っている。他の12地点も総じて、昨年と同時期と比べると、それなりに夜は減っているというデータが見て取れるところです。

一方、左側昼間の15時のデータで見ますと、やはり夜に比べると減少傾向にはありますが、それほど減っていない、溝の口駅周辺は昨年と比べると1%増えているということで、やはり昼間の人流がそれほど縮小していないということが本件のデータからもわかる、ということでございます。

10ページにつきまして再確認になりますが、本日示された国の基本的対処方針の内容ですけれども、緊急事態宣言が1ヶ月延長されたこと、外出自粛、飲食店の時短要請、テレワークの徹底等については継続という考え方が示されてございます。

こうしたことを踏まえて、今後の対応につきまして、お諮りしたいと存じます。11ページをご覧ください。まず事業者への要請に関しましては、これまで行ってきた左上の箱、県内全ての飲食店等への20時までの時短要請、お酒は19時まで、テレワークの徹底、こうしたものについては継続して参りたいと考えています。

なお時短の要請に応じていただく業者に対しては協力金を支給することになりますが、今回は感染防止対策取組書、これは市町村が独自にステッカー対応をしているものも含みたいと考えておりますが、この掲示がある店舗に協力金を支給するというを新たに条件として付したいと考えております。

更にプラスして、オレンジ色の箱になりますが、昼間の人流の抑制に向けた協力をお願いしていく必要がありますので、テレワークや時差出勤の更なる強化、事業所の従業員への外出・会食の自粛、こういった呼びかけの強化、更には国からの提言にもございましたが、デリバリーやテイクアウトによる営業強化、こういったものを要請していきたいと考えています。

12 ページになります。県民の皆様への要請ですが、徹底した外出自粛の要請、特に 20 時以降の飲食を伴う外出の自粛に加えまして、昼間の人流抑制に向けた協力のお願いということで、日中の繁華街への外出を控えること、それからランチについてもデリバリーやテイクアウトを活用する、こういった工夫によって、昼間の外出自粛を徹底いただくような働きかけをしてまいりたいと考えております。

最後 13 ページですが、今の段階から宣言解除を見据えた取組も必要であろうということで、三度の緊急事態宣言を回避するために、急所となる飲食の場での、感染拡大防止の徹底、これを継続する必要があると考えております。

従いまして、緊急事態宣言が発出されている今から、解除後を見据えて習慣づけていただきたい点として、外出時には「黙食」「個室」「マスク会食」、「黙って食べる」「できるだけ一人で食べる」。それから、会話をするときには「マスクをつける」、これを強調していきたいと考えておりますし、店舗に対しましては飛沫対策としてアクリル板の設置等について、県も無償貸与等の取組を進めておりますので、こういった積極的な活用について引き続き取組を進めて参りたいと、こんな形でまとめさせていただきました。

これを踏まえたうえで、次のホチキス止めの資料でございます。県の実施方針でありますけれど、これは緊急事態宣言中に行う県の基本的な考え方をまとめたもの、これを本日付けで改定をしたいと考えております。

まず改定のポイントは、ゴシックの 1、措置を実施する期間にありますとおり、これまで 2 月 7 日までとなっていたものを、3 月 7 日までとする、ということで 3 の下にアンダーラインが引いてございます。こういった 2 月を 3 月にするというものが、この後何か所か出てまいります。説明は省略させていただきまして、大きな変更点についてご説明させていただきます。

3 ページの下から 5 行目でございます。緊急事態措置の実効性を確保するための対応ということで、協力金を支給するという表現に加えまして、「なお、2 月 8 日以降は、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、これを支給の条件に加える」ということを追加させていただきたいと存じます。

4 ページになります。新たに 6 番ということで項番を追加させていただきまして、先程ご説明した緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組ということで、重複になりますが、「緊急事態宣言の解除後、再び感染が拡大することを防ぐため、県民に対し、外出時の「黙食」「個室」「マスク会食」の徹底を呼びかけていく。また、事業者に対し、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底を呼びかける」このようなものを新たに実施方針として加えさせていただきたいと存じます。

ここまでの説明に関しまして、ご意見ご質問等がありましたらお聞きいたします。よろしく

お願いします。

(本部長 (知事))

緊急事態措置の実効性を確保するための対応として、今回、2月8日以降は、県の感染防止対策取組書又はステッカーの掲示を支給の条件に加えると変えた背景はどういうことでしょうか。

(副本部長 (武井副知事))

私の方から。これは先程分科会の提言がございましたけれども、分科会の提言の中でも現状の評価として、一部には業種別ガイドラインが不徹底の事業者も見られるという指摘がされている。それを受けた形です。都道府県が、事業者やその全国団体に対して、業種別ガイドラインの遵守の徹底を呼びかけていただきたいという提言が入っていること。

そして、今後、緊急事態宣言が解除されることを見据えた場合に、緊急事態宣言が解除されたからといって、今までの形での飲食店での対応ではなく、更に一步進んだ感染防止対策をやっていただく、これは店もそうですけれども、利用客もそうです。それをしっかりと促していくためには、やはり協力金を出す以上、しっかりと感染防止対策、具体的に言えば、本県がやっている取組書、或いは市町村のステッカーを条件にしていくというのは、これは必須の話だと思います。

加えて言えば、今、緊急事態宣言が発出されている11の都府県の中で、協力金の支給条件として、こうした取組書の掲示を条件としているのは9都府県ございますので、本県としてもこれを条件としたうえで、しっかりと事業者に対して、感染防止対策の徹底を呼びかけていきたいと考えております。

(本部長 (知事))

条件を確認するのは、どうやってやるのですか。

(産業労働部 (産業労働局長))

協力金の申請にあたりまして、感染防止対策取組書、これを掲示している写真なり、感染防止対策取組書のコピーなり、これを添付していただこうと考えています。

(副本部長 (武井副知事))

私の方からよいですか。阿南統括官にお伺いしたいのですが、緊急事態宣言延長に伴う県の対応の資料の9ページに、2番として県内の動向(2)として人の流れの推移があります。これは15時時点と21時時点で左側に昼間15時、右に21時ということですが、21時の方は相当人流が減っています。これは恐らく、時短要請の結果、人流が減って、感染拡大の防止あるいは感染者の減少に一定の効果を果たしていると思います。

一方で、左側の 15 時時点の昼間の人流については、これは本県だけではなく、おそらく他県もそうでありましょうけれど、なかなか減少に至っていないという実態があります。昼間の人流と感染との関係について、専門家の見地からどういうお考えをお持ちなのか、教えていただければと思います。

(阿南医療危機対策統括官)

昼間の人流になる人は、どういう人なのかというと家にいない人です。昼間、家にいない人とはなんなのかと考えますと、通勤している人、通学している人、大学生ぐらいの大きい人が想定されます。

こういった方々が、町に出ていく、仕事で出ていくこともありますし、お昼ご飯を食べに出ていくこともあるだろうと思いますが、そこで、物理的に人と人が接触する、飛沫が飛ぶ機会が発生しうる、そういったバックグラウンドがここに表現されているのであろうと思います。

そういう意味で、昼間の人流ということは、仕事で出かけられている方が一定数います。テレワーク 70% を目標に掲げていますが、これが達成できていない中で、こういう形で表現されているのだらうと思われま

す。ですので、分科会の提言で出されているように、テレワークを更に進めること、更には、食事に関しまして、テイクアウト、デリバリーは、人流を低下させることに繋がってくる話だと解釈してよろしいのではないかと思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ほか、いかがでしょうか。

(本部長 (知事))

このあいだ、1 都 3 県の知事で合意した中で、緊急事態宣言が延長された場合には、休業要請を含む、より強い措置が必要になるかもしれないとありましたが、この点はどうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

前回、1 都 3 県の共同宣言の中で、休業要請も検討せざるを得ない状況にあるという表現を使わせていただきましたが、現時点では、休業要請という言葉は、基本的対処方針にも入ってございません。

また、そこに入れた趣旨というのは、今後、専門家の知見や国の対処方針を踏まえたうえであり方を検討する中で、休業要請等も検討しなければならないと、一つの可能性を示しただけですので、1 都 3 県として、緊急事態宣言が延長された場合に、強い措置として、休業要請をやるということではないと考えております。

(本部長 (知事))

県民に伝えるメッセージとして、緊急事態宣言が延長され、基本的にこれまで通りの抑制を続けてくださいと言っているのか、もう少し強めてくださいと言っているのか、どちらなのでしょう。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

基本的には、これまでの取組を継続していくということが中心になります。

しかしながら、今日の議論にもありますとおり、昼間の人出が抑えられていない状況なので、更に外出自粛を高めていくために、そういった所に注力してください、ということが対処方針上、読み取れます。

基本的に、今までの取組を継続していく中で、昼間の人流をどのように抑制していくのか、そのために、テレワークを積極的に働きかける、デリバリー、テイクアウトを使ってくださいといった、新しい生活様式に向けた県民に対する促しについて、本県として取り組んでいく必要があるかと考えております。

(副本部長 (武井副知事))

先ほど、阿南統括官のお話の中で、テレワークの徹底によって、そもそも職場に出る人の流れを減らしていくことが必要だとあったのですが、県として、特に中小企業に対して、テレワークを支援するために対応していると思うのですが、具体的な支援の内容を教えてください。

(産業労働部 (産業労働局長))

具体的には、テレワークを中小企業が導入する際に、その費用の4分の3を補助しています。国の方でも、テレワークの補助金は行っていますが、モバイルパソコン等の購入費用は認められないため、実際にテレワークを導入しようとする際に使いづらいとの事業者の声がありましたので、本県では、モバイルパソコンの購入も含めた、テレワークの費用の4分の3を補助する形です。

一度、去年の12月18日で締め切ったのですが、この緊急事態宣言を受けて、1月15日から再開しておりまして、1月15日から1月31日までの半月で、約1,000件の申請をいただいている状況です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ほか、いかがでしょうか

(副本部長 (小板橋副知事))

一点だけ念のため確認ですが、今日の資料の中ではどこにも協力金の金額は無かった気がし

ますが、従来と同じ金額でしょうか。

(産業労働部 (産業労働局長))

まだ確報はありませんが、今のところ、変更するという話は聞いておりませんので、恐らく同額ではないかと考えております。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは本部長、今後、県として延長された緊急事態宣言下において、取り組みをこの実施方針、改訂した実施方針に基づいて進めていくということによろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。本日から実施方針を改め、今後、特に日中の人流の抑制などを中心に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、各局からの報告がありますので、お願いしたいと存じます。

まず、かながわ県民割について、国際文化観光局長からご報告をお願いいたします。

(国際文化観光部 (国際観光局長))

国際文化観光局でございます。県民割についてです。ご承知のように、県民限定で県内旅行を割引しますという事業でございます。予算額を見ていただきますと、第一弾、10億4,000万円余りを10月に開始しまして、本年2月28日までを実施期間としておりました。

第二弾、11月補正で10億3,000万円余りを組みましたが、こちらの方の実施期間は未定のまま、繰越明許費を設定して、来年度でも使えるようにしてあるといった状態でございます。

下のページにまいりまして、現在の状況ですが、新規販売については11月30日から停止し、既存の予約分につきましては、12月28日から割引の適用を停止しております。この期間が2月7日までとなっておりますので、カッコの4、対応でございますが、緊急事態宣言の延長ということが、3月7日までとなりますので、第一弾につきましては事業を終了したいと思っております。

具体的には、新規販売は行わない。それから、既存予約分につきましても、2月8日から28日分の予約につきましても割引の適用を停止とさせていただきます。この停止につきましてもキャンセル料は無料といたしまして、旅行代金の35%を県が負担するという、これまでの対応と同等にさせていただきたいと思っております。

なお、第二弾につきましては、感染状況を十分に見極めた上で、第一弾の残額が出ると思われまますので、こちらと併せて、事業をいずれ実施していきたいと考えてございます。これは恐

らく、新年度になるのではないかということで、検討していくつもりでおります。

裏面につきましては、参考といたしまして、キャンセル料の取り扱いについて図にしております。2月8日から28日分の予約をキャンセルされる場合、13日までにキャンセルされた場合には、キャンセル料を無料として取り扱いますという、これまでのものを、今回に合わせたものでございますので、参考にしていただければと思います。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。続きまして、県教育委員会の対応につきまして、教育長からお願いいたします。

(教育部 (教育長))

資料は、宣言延長に伴う県教育委員会の基本的な対応ということでございます。

1の公立学校における対応の、(1)の公立学校のア、ここが基本的な考えです。ただいま承認されている県の実施方針、これに沿って対応することを基本として、これまでの1月8日からの対応、これを継続していきます。

二つ飛びまして、具体には高等学校・中等教育学校における朝の時差通学の徹底、そして短縮授業の実施でございます。それから一つ飛んで、特別支援学校において時差通学及び短縮授業を引き続き徹底していく、ということです。

その下の、枠囲いのアの学習活動からオの入学選抜について、3月7日まで延長されましたので、イの卒業式、これにつきまして基本的な対応に位置付けております。県立高校の場合、3月2日ないし3日が卒業式でございますので、その卒業式につきましては、感染防止対策を講じて実施をしていきます。

実施にあたりましては、座席の間隔を可能な限り取る。あるいは式への参列者について少人数に絞りますが、卒業生の保護者、これについても1名ということではございますが、その参列も可とすると。特別支援学校については、各校の実情に応じてということで、あとは基本的に1月8日からの継続をしている部分を継続していくということです。

(2)が市町村立学校でございますけれども、こうした県立学校の対応を踏まえたうえで、それぞれの地域における感染状況に応じた対応を取るよう、引き続き、市町村教育委員会に要請してまいります。

裏面になります。社会教育施設でございます。美術館、博物館等の社会教育施設については、引き続き図書館を除き臨時休館をしております。図書館については、19時までの開館時間といたしまして、引き続き開館をしております。こうした内容につきまして、本日の会議の結果を受けて、本日付で県立学校、市町村教育委員会に通知を発出いたします。

それから、1枚参考ということで付けさせていただきます。前回の本部会議でも報告いたしました、県教育委員会のHPにもアップをしておりますが、児童・生徒の感染状況でございます。県立学校をご覧くださいますと、高等学校、中等教育学校、1月が239ということ

で、1月が大幅に増加しております。ただし資料にはないのですが、県立学校の1週間単位を見ていきますと、1月24日から1月30日は24名です。その前、1月3日から1月23日まで、各週70名を超えていました。1週間に70名を超えていたのが3週間続いて、そして24日から30日は24名と県全体の状況と同様の傾向でございます。

2番の市町村立小中学校につきましても、1月、こういう形で増えております。

3番が感染者の割合。県全体の割合と県立学校、中学校、小学校。この割合で見ていった場合に、小・中・高とだんだん在籍児童・生徒数に占める感染者の割合は増えてきています。

全体として先ほど申し上げましたように、一週間単位で見たときは、落ち着いてきておりますが、引き続き緊張感を持って対応して参りたい。このように考えております。以上でございます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。

ただいまの2つの報告に関しまして、何かご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

(副本部長 (武井副知事))

県教育委員会の対応についてお伺いしたいのですが、卒業式でありますけれど、成人式でもそうなのですが、式そのものは、ちゃんとソーシャルディスタンスをとって、感染防止対策を徹底するのですが、その前後、始まるまでに例えば保護者が集まってしゃべるとか、その式が終わった後に例えば謝恩会をするとか、前後の行動によって、感染リスクが高まる懸念が、成人式と同様にあるかと思えます。

式そのものはもちろんですが、その前後についても、注意喚起をしていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(教育部 (教育長))

今は、高校ですとほとんどの学校で、謝恩会はやっていないようですが、確かに、保護者が式場に入場するまでですとか、そういったところで密にならないように、時間を区切ってですとか、様々な工夫をしながらやっていきたいと考えております。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ほか、いかがでしょうか。それでは両局の報告は以上とさせていただきます。

本日、国の基本的対処方針に基づきまして、緊急事態措置が延長されたことから、本部会議で議論させていただきました。今日の議論を取りまとめる意味で、本部長からメッセージを发出いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(本部長（知事）)

それでは知事メッセージを发出させていただきます。

1月7日、本県に緊急事態宣言が出されて以来、県民や事業者の皆さんには、外出自粛や時短要請などにご理解、ご協力をいただきまして、深く感謝します。本県における新型コロナウイルスの新規感染者は、宣言发出時と比べて減少しているものの、医療提供体制の厳しい状況は継続しており、依然として予断を許さない状況です。

こうした中、本日、政府は本県に出していた緊急事態宣言を、3月7日まで延長する決定を行いました。これを受け、県は、県民や事業者の皆さんに、生活に必要な場合を除く外出自粛の徹底、飲食店などに対する20時まで、酒類の提供は19時までの時短、イベントの開催制限などの要請について、3月7日まで延長します。特に、次の事項について、強くお願いします。

県民の皆さんへ。昼間の人出が減っていません。日中の繁華街への外出をはじめ、娯楽や式典の後の会食を控えるとともに、昼間のランチもデリバリーやテイクアウトを活用するなど、人との接触機会を減らす取組の徹底をお願いします。また、卒業旅行や謝恩会についても控えてください。

事業者の皆さんへ。昼間の人の移動を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差出勤などの徹底をお願いします。県は、テレワークを導入するための支援策を用意しています。従業員へ外出や会食の自粛のほか、職場内感染を防ぐため、昼食時間の分散化など、感染拡大防止の取組について、周知徹底をお願いします。

20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いします。

飲食店の皆さんには、デリバリーやテイクアウトによる営業強化をお願いします。時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支給しますが、その際、感染防止対策取組書などの掲示を条件とします。

感染拡大が収まれば、いずれ、緊急事態宣言は解除になります。しかし、基本的な感染防止対策を徹底して継続しなければ、三たびの緊急事態宣言の发出といった事態になりかねません。

感染防止の急所といわれる飲食の場において、今から次の基本的な感染防止対策の実践をお願いします。

県民の皆さんへ。外食時には、黙食、個食、マスク会食、黙って、あるいは一人で、会話するときはマスクをつけて、黙食、個食、マスク会食、これを徹底していただきたいと思います。

事業者の皆さんへ。店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策をお願いします。

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組んでまいります。また、保健所の業務負担を増やさないよう配慮しながら、高齢者施設の従事者等が定期的に検査を受けられる仕組みを早急に検討していきます。

さらに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるためのコールセンターによる相談体制を充実します。

皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り切りましょう。

私からは以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。本日の決定事項につきましては、各局を通じて関係団体にご連絡
いただきたいと思いますので、そのひな形等につきましては、くらし安全防災局から送付させて
いただきますのでよろしくお願いたします。

以上をもちまして本日の本部会議を終了させていただきます。ありがとうございました。